

(下線部分は変更部分を示しております)

現行定款	変更定款案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p>
<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>ネクストコム株式会社</u>と称し、英文では<u>NextCom K.K.</u>と称する。</p>	<p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、<u>三井情報株式会社</u>と称し、英文では<u>mitsui knowledge industry co., ltd.</u>と称する。</p>
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(1) コンピュータ及び情報通信システムに関する</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(ア) ソフトウェア及びソフトウェアパッケージの調査、研究、コンサルティング、企画、設計、開発、販売、使用権の許諾、リース、賃貸及び輸出入</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(イ) 機器・システム並びにその関連機器及び資材の調査、研究、コンサルティング、企画、設計、開発、製造、販売、リース、賃貸及び輸出入</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(2) 経営戦略、内部統制、情報セキュリティ、公共、社会、産業、地域開発、科学技術及び医学・薬学の分野に関わる調査・研究・コンサルティング及び開発の受託</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(3) 第1号に関連する建築工事・電気工事・電気通信工事、配管工事（付帯工事を含む）の設計・施工・監理並びに保守</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p><u>(4) 第1号及び第2号に関連する情報の処理・運用・保守・サービスの受託</u></p>
<p><u>(1) 情報通信機器並びにその関連機器及び資材の企画、設計、開発、製造、販売、賃貸及び輸出入</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(2) 情報通信システム及び情報処理システムの企画、設計、開発、販売、使用権の許諾、賃貸及び輸出入</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(3) コンピュータ、コンピュータ周辺機器及びその関連機器の企画、設計、開発、製造、販売、賃貸及び輸出入</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(4) コンピュータソフトウェア及びコンピュータソフトウェアパッケージの企画、設計、開発、販売、使用権の許諾、賃貸及び輸出入</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p><u>(5) 第1号及び第3号に関連する電気、通信、配管の設備工事及び設置並びに保守</u></p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p>
<p style="text-align: center;">現行定款</p>	<p style="text-align: center;">変更定款案</p>

<p>(6) <u>第2号及び第4号に関連する保守</u></p> <p>(7) <u>前各号に関連するコンサルティング</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(8) <u>第1号から第4号に関連する書籍の出版</u></p> <p>(9) <u>前各号に関連するセミナー及びイベントの企画及び運営</u></p> <p>(10) <u>労働者派遣業</u></p> <p>(11) <u>事務機器類及び機械工具類に関する古物商</u></p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>(12) <u>前各号に付帯し、又は関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>千代田区</u>に置く。</p> <p>第4条及び第5条 (条 文 省 略)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,600,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第13条 (条 文 省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">(新 設)</p> <p>第14条～第16条 (条 文 省 略)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">現行定款</p> <p>(員数)</p>	<p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p style="padding-left: 40px;">(削 除)</p> <p>(5) <u>コンピュータデータセンターの運営・管理・サービス提供</u></p> <p>(6) <u>付加価値通信サービス事業</u></p> <p>(7) <u>前各号に関連する書籍の出版</u></p> <p>(8) <u>前各号に関連する教育・訓練及びイベントの企画及び運営</u></p> <p>(9) <u>労働者派遣業</u></p> <p>(10) <u>事務機器類及び機械工具類に関する古物商</u></p> <p>(11) <u>貨物取扱事業</u></p> <p>(12) <u>前各号に付帯し、又は関連する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都<u>中央区</u>に置く。</p> <p>第4条及び第5条 (現 行 通 り)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>480万株</u>とする。</p> <p>第7条～第13条 (現 行 通 り)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第15条～第17条 (現 行 通 り)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p style="text-align: center;">変更定款案</p> <p>(員数)</p>
---	--

第17条 当社の取締役は9名以内とする。

第18条～第23条 (条文省略)

(取締役会規則)

第24条 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第25条 (条文省略)

(新設)

第5章 監査役及び監査役会

第26条及び第27条 (条文省略)

(任期)

第28条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(新設)

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第29条及び第30条 (条文省略)

(監査役会規則)

現行定款

第31条 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規則による。

第18条 当社の取締役は15名以内とする。

第19条～第24条 (現行通り)

(取締役会規則)

第25条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 (現行通り)

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、取締役会の決議によって、法令の定める限度において、取締役の任務を怠ったことによる損害賠償責任を免除することができる。

2. 当社は、社外取締役との間で、法令で許容される限度まで、社外取締役の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査役及び監査役会

第28条及び第29条 (現行通り)

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、当該選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

3. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第31条及び第32条 (現行通り)

(監査役会規則)

変更定款案

第33条 監査役会の運営その他に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査役会の

<p>(報酬等)</p> <p>第<u>32</u>条 (条 文 省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>39</u>条 (条 文 省 略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (条 文 省 略)</p>	<p>定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第<u>34</u>条 (現 行 通 り)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第<u>35</u>条 当社は、取締役会の決議によって、<u>法令の定める限度において、監査役の任務を怠ったことによる損害賠償責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、法令で許容される限度まで、社外監査役の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>42</u>条 (現 行 通 り)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第3条 (現 行 通 り)</p>
--	--